

鹿 児 島 県 公 報

平成22年 3 月 30 日（火）第2585号の 2



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

定価 送料共 1 箇月 2,650 円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

訓

令

○鹿児島県公印規程等の一部を改正する訓令（※）

（学事法制課取扱い） 1

訓 令

鹿児島県訓令第 3 号

鹿児島県公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月 30 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県公印規程等の一部を改正する訓令

（鹿児島県公印規程の一部改正）

第 1 条 鹿児島県公印規程（昭和27年鹿児島県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者通院医療費公費負担決定事務用」 を 「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定用」 に、

鹿児島県知事印	方28	〇 〇 地 域 振 興 局 〇 〇 部 〇 〇 支 所 用 鹿児島県 知 事 印	地域振興局の部の各支所	を
---------	-----	---	-------------	---

鹿児島県知事印	方28	〇 〇 地 域 振 興 局 〇 〇 部 〇 〇 支 所 用 鹿児島県 知 事 印	地域振興局の部の各支所	を
		大隅地域振興局 農林水産部曾於畑地かん	大隅地域振興	

鹿児島県知事印	方28	がい農業推進センター用 鹿児島県 知事印	局農林水産部 曾於畑地かん がい農業推進 センター
鹿児島県知事印	方28	〇〇地域振興局 〇〇部〇〇課 〇〇駐在機関用 鹿児島県 知事印	北薩地域振興 局農林水産部 林務水産課 北薩地域振興 局建設部土木 建築課 始良・伊佐地 域振興局建設 部土木建築課 大隅地域振興 局建設部河川 港湾課

に,

鹿児島県知事印	方26	ハートピア かごしま用 鹿児島県 知事印	ハートピアか ごしま
---------	-----	--	---------------

を

鹿児島県知事印	方26	ハートピア かごしま用 鹿児島県 知事印	ハートピアか ごしま
鹿児島県知事印	方26	こども総合 療育センター用 鹿児島県 知事印	こども総合療 育センター

に,

鹿児島県知事印	方25	戦傷病者特別 援護法用 鹿児島県	社会福祉課	戦傷病者特別援護 法(昭和38年法律 第168号)に基づ く戦傷病者手帳, 療養券, 補装具交
---------	-----	---	-------	---

		知 事 印		付券，更生医療券 及び療養給付認定 票用
鹿児島県知事印	方26	農 地 法 第 4 条 及 び 第 5 条 用 鹿 児 島 県 知 事 印	農 村 振 興 課	農地法（昭和27年 法律第229号）第 4条及び第5条の 規定に基づく許可 用
鹿児島県知事印	方25	入 会 林 野 近 代 化 法 登 記 用 鹿 児 島 県 知 事 印	林 業 振 興 課	入会林野等に係る 権利関係の近代化 の助長に関する法 律（昭和41年法律 第126号）に基づ く登記用
鹿児島県知事印	方26	漁 業 免 許 許 可 用 鹿 児 島 県 知 事 印	水 産 振 興 課	漁業法（昭和24年 法律第267号），鹿 児島県漁業調整規 則（昭和39年鹿児 島県規則第98号） 及び鹿児島県内水 面漁業調整規則 （昭和41年鹿児島 県規則第89号）に 係る漁業の免許， 許可及び認可用
鹿児島県知事印	方26	漁 船 船 舶 用 鹿 児 島 県 知 事 印		漁船法（昭和25年 法律第178号）に 基づく漁船登録 票，漁船原簿謄 本，漁船建造（改 造及び転用を含 む。）許可及び小 型漁船認定書用

を

鹿児島県知事印	方25	入 会 林 野 近 代 化 法 登 記 用 鹿 児 島 県 知 事 印	林 業 振 興 課	入会林野等に係る 権利関係の近代化 の助長に関する法 律（昭和41年法律 第126号）に基づ く登記用
		戦 傷 病 者 特 別 援 護 法 用		戦傷病者特別援護 法（昭和38年法律 第168号）に基づ

鹿児島県知事印	方25	鹿児島県 知事印	社会福祉課	く戦傷病者手帳， 療養券，補装具交 付券，更生医療券 及び療養給付認定 票用
鹿児島県知事印	方26	漁業免許許可 用 鹿児島県 知事印	水産振興課	漁業法（昭和24年 法律第267号），鹿 児島県漁業調整規 則（昭和39年鹿児 島県規則第98号） 及び鹿児島県内水 面漁業調整規則 （昭和41年鹿児 島県規則第89号）に 係る漁業の免許， 許可及び認可用
鹿児島県知事印	方26	漁船船舶用 鹿児島県 知事印		漁船法（昭和25年 法律第178号）に 基づく漁船登録 票，漁船原簿謄 本，漁船建造（改 造及び転用を含 む。）許可及び小 型漁船認定書用
鹿児島県知事印	方26	農地法第4条 及び第5条用 鹿児島県 知事印	農村振興課	農地法（昭和27年 法律第229号）第 4条及び第5条の 規定に基づく許可 用

に，

「建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可の証明並びに浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく登録の証明用」

「建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業者登録等証明用」

を に，

「

鹿児島県副知事印	方26	鹿児島県	学事法制課	を
----------	-----	------	-------	---

		副 知 事 印	
鹿 児 島 県 副 知 事 印	方26	鹿 児 島 県 副 知 事 印	学 事 法 制 課
鹿 児 島 県 知 事 公 室 長 印	方21	鹿 児 島 県 知 事 公 室 長 印	政 策 調 整 課

に、

「各地域振興局
保健福祉環境
部健康企画課
（大隅地域振
興 局 を 除
く。）
地域振興局の
部の各支所
鹿児島地域振
興局総務企画
部自動車税課
北薩地域振興
局農林水産部
農林水産総務
課
大隅地域振興
局総務企画部
県税課曾於総
務分室」

を

「各地域振興局
保健福祉環境
部健康企画課
（大隅地域振
興 局 を 除
く。）
鹿児島地域振
興局総務企画
部自動車税課
北薩地域振興
局農林水産部
農林水産総務
課
地域振興局の
部の各支所
大隅地域振興
局農林水産部
曾於畑地かん
がい農業推進
センター
大隅地域振興
局総務企画部
県税課曾於総
務分室
北薩地域振興
局農林水産部
林務水産課
北薩地域振興
局建設部土木

に、

「南薩地域振興
局保健福祉環
境部地域保健
福祉課
地域振興局の
部の各支所」

を

「南薩地域振興
局保健福祉環
境部地域保健
福祉課
地域振興局の
部の各支所
大隅地域振興
局農林水産部
曾於畑地かん
がい農業推進
センター
北薩地域振興
局農林水産部
林務水産課
北薩地域振興
局建設部土木
建築課
始良・伊佐地
域振興局建設
部土木建築課
大隅地域振興
局建設部河川
港湾課」

に、

建築課
始良・伊佐地
域振興局建設
部土木建築課
大隅地域振興
局建設部河川
港湾課

鹿児島県〇〇地 域振興局〇〇課 長印	方21	鹿 児 島 県 〇 〇 地 域 振 興 局 〇 〇 課 長 印	地域振興局の 部の各課
鹿児島県〇〇地 域振興局〇〇部 〇〇支所長印	方21	鹿 児 島 県 〇 〇 地 域 振 興 局 〇 〇 部 〇 〇 支 所 長 印	地域振興局の 部の各支所

を

鹿児島県〇〇地 域振興局〇〇課 長印	方21	鹿 児 島 県 〇 〇 地 域 振 興 局 〇 〇 課 長 印	地域振興局の 部の各課
鹿児島県〇〇地 域振興局〇〇課 長印	方21	〇 〇 駐 在 機 関 用 鹿 児 島 県 〇 〇 地 域 振 興 局 〇 〇 課 長 印	北薩地域振興 局農林水産部 林務水産課 北薩地域振興 局建設部土木 建築課 始良・伊佐地 域振興局建設 部土木建築課 大隅地域振興 局建設部河川 港湾課
鹿児島県〇〇地 域振興局〇〇部 〇〇支所長印	方21	鹿 児 島 県 〇 〇 地 域 振 興 局 〇 〇 部 〇 〇	地域振興局の 部の各支所

に、

		支 所 長 印	
鹿児島県大隅地域振興局農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター所長印	方21	鹿 児 島 県 大 隅 地 域 振 興 局 農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター 所 長 印	大隅地域振興局農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター

「子ども福祉課
経営金融課
雇用労政課
農業経済課
経営技術課
林務水産課」

を 「環境林務課
子ども福祉課
経営金融課
雇用労政課
水産振興課
農業経済課
経営技術課」

に、 「各地域振興局
建設部土木建築課
地域振興局建設部の各支所
（鹿児島地域振興局建設部
鹿児島港支所、北薩地域振興局建設部
甌島支所及び大隅地域振興局建設部志布志港支所を除く。）

を 「各地域振興局
建設部土木建築課」 に改める。

（鹿児島県文書規程の一部改正）

第 2 条 鹿児島県文書規程（昭和60年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 4 号中「部局」を「部等」に改め、同条第 5 号を削る。

第14条第 1 号の表中「部局長」を「部等の長」に改める。

第15条第 2 項第 2 号中「部局長名」を「部等の長名」に改める。

第16条第 2 項中「部局長」を「部等の長」に改める。

第19条第 1 項中「他の部局」を「他の部等」に、「部局長に」を「部等の長に」に、「同一部局」を「同一部等」に、「主務部局長」を「主務部等の長」に改め、同条第 3 項中「主務部局長」を「主務部等の長」に改める。

第20条第 2 項及び第22条第 1 項中「部局長」を「部等の長」に改める。

第43条第 1 項中「広報課長」を「学事法制課長」に改め、同条第 2 項中「刊行物等」の次に「の行政資料」を加え、「広報課長に 8 部」を「学事法制課長に11部」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、インターネットを利用して当該行政資料を公開するときは、学事法制課長に 6 部送付すれば足りる。

第43条第 3 項中「刊行物等」の次に「の行政資料」を加え、「広報課長に」を「学事法制課長に 1 部」に改める。

別表第 2 中	人事課 職員厚生課 広報課	人 職 厚 広	を
---------	---------------------	------------------	---

「	政策調整課 広報課	政調 広	」
---	--------------	---------	---

人事課 職員厚生課	人 職厚	に、 」
市町村課 政策課	市町村 政	を 」
市町村課	市町村	に、 」
企画課	企	を 」
企画課 世界文化遺産課	企 世文	に、 」
環境企画課	環企	を 」
環境林務課	環林	に、 」
環境保全課	環保	を 」
環境保全課 林業振興課 森林整備課	環保 林振 森整	に、 」
雇用労政課	雇労	を 」
雇用労政課 水産振興課 漁港漁場課	雇労 水振 漁港	に、 」
林務水産課 林業振興課 森林整備課 水産振興課 漁港漁場課 監理課 技術管理課	林水 林振 森整 水振 漁港 監 技管	を 」
監理課	監	に改める。

（鹿児島県出先機関文書規程の一部改正）

第3条 鹿児島県出先機関文書規程（昭和62年鹿児島県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「広報課長」を「学事法制課長」に改め、同条第2項中「刊行物等」の次に「の行政資料」を加え、「広報課長に8部」を「学事法制課長に11部」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、インターネットを利用して当該行政資料を公開するときは、学事法制課長に6部送付すれば足りる。

第41条第3項中「刊行物等」の次に「の行政資料」を加え、「広報課長に」を「学事法制課長に1部」に改める。

別表第3 鹿児島県始良・伊佐地域振興局大口庁舎の項中「鹿児島県始良・伊佐地域振興局大口庁舎」を「鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎」に改め、同表大島支庁第2庁舎の項を削る。

（鹿児島県電子署名規程の一部改正）

第4条 鹿児島県電子署名規程（平成14年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3）知事公室長

別表中 「

副知事	学事法制課長
-----	--------

」

を 「

副知事	学事法制課長
知事公室長	政策調整課長

」 に改め

る。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。